

函館市統括保健師設置要綱

（設置等）

第1条 市における健康危機管理体制を確保するための様々な活動を効果的に実施することを目的として、保健師が実施すべき業務（以下「保健師業務」という。）を部局横断的に推進するとともに、市立函館保健所長（以下「保健所長」という。）を補佐するため、総合的なマネジメントを担う保健師（以下「統括保健師」という。）を置く。

2 統括保健師は、市立函館保健所（以下「保健所」という。）に配置する。

3 統括保健師を補佐するため、統括保健師補佐を複数置くことができる。

（所掌）

第2条 統括保健師は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 災害時を含む健康危機管理における保健師業務の総合的なマネジメントに関すること

(2) 健康危機発生時を想定した訓練および保健師業務に関する人材育成に関すること

(3) 健康危機管理に関する各種計画の策定および進捗管理に関すること

(4) その他市長が必要と認める事務

2 統括保健師補佐は、統括保健師を補佐する事務を所掌する。

3 統括保健師に関する所掌事務の庶務は、保健所地域保健課が処理する。

（指定）

第3条 市長は、保健師であって課長以上の職にあるもののうちから、統括保健師を指定する。

2 統括保健師補佐は、統括保健師が保健師のうちから、推薦したものを市長が指定する。

（指揮監督）

第4条 統括保健師および統括保健師補佐（以下「統括保健師等」という。）は、第2条第1項各号に掲げる事務の遂行にあたっては、保健所長の指揮監督を受けるものとする。

2 保健師が所属する課等の長は、統括保健師等の統括的な役割を十分に理解し、統括保健師等の職務円滑な遂行に対して、積極的な協力援助に努めなければならない。

（補足）

第5条 この要綱に定めるもののほか、統括保健師に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。